

議案第 98 号

訴えの提起について

平成 17 年（セ）第 3 号川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件についての公害等調整委員会の裁定に承服しがたいため、次により債務不存在確認請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 20 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * * *

2 請求の要旨

平成 20 年 5 月 7 日の公害等調整委員会の裁定（以下「本件裁定」という。）は、申請人 * * * * *（以下「* * * * *」という。）が所有する宮前区 * * * * * の土地（以下「本件土地」という。）の土壤汚染は、被申請人川崎市が焼却灰、耐久消費財等を本件土地に搬入し、埋立業者が埋立てを行っていたこと及び埋立業者が他所から廃棄物を搬入し、埋立てを行っていたことが原因であるとした上で、被申請人川崎市は土壤汚染を除去すべき義務があったにもかかわらずその義務を果たさなかったことから、* * * * * に土壤汚染除去に必要な費用支出及び債務負担をさせ、損害を与えたとして、被申請人川崎市は国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償責任

を負うものとした。

本件裁定に係る審問において、本市は、埋立てのための焼却灰及び耐久消費財を搬入していたのは、本件土地に隣接する私有地のみであり、本市が本件土地の土壌汚染に関与していないこと等を一貫して主張してきたところであるが、これらが認められなかった本件裁定には承服しがたく、被告となるべき者に対して本件裁定に係る損害賠償の債務不存在確認請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。